

お知らせ

4月から組織の一部が変わります

【政策企画課】

行政課題に対応し、効率的・機能的な業務体制とするため、組織の一部を見直します。

●教育委員会

小中学校の適正規模・適正配置に取り組むため教育総務課内に学校再編推進係を設置します。

●上下水道部

浄水場の施設管理運業務の多くを民間事業者へ委託することに伴い、浄水場の部署を廃止し、水道施設の大規模改修や浄水場運営のモニタリング業務などを水道施設課に編入します。

●事務分掌などの見直し

- 職員定数管理業務 財政課→職員課
- 法律相談業務 市民課→生活環境課

●問い合わせ

政策企画課 ☎33-1576

S N Sで勧誘されるF X取引トラブルに注意しましょう

【生活環境課】

S N S上で投資グループに誘われ、F X取引を持ち掛けられた上で、お金をだまし取られるという投資詐欺が増えています。詐欺の手口を知ってトラブルを未然に防ぎましょう。

少しでも不安な場合は、ご相談ください。

●詐欺の手口

- S N S上のグループチャットに誘われる
- 成功体験を聞かされF X取引に誘われる
- お金を振り込むと初めは利益が出たように見せ、次々とお金を要求される
- 出金できず、メンバーとも連絡が途絶える

●詐欺の防止策

- 仕組みがよくわからないものは契約しない
- 振込先が個人口座の場合、絶対に振り込まない
- 無登録の金融商品取引業者と取引しない

●問い合わせ 消費生活センター ☎33-1227

三子以上にかかる育児支援助成について

【こども課】

小学校卒業までの児童を3人以上養育している家庭で、小学校就学前の児童が対象となる事業を利用した際にかかる費用を助成します。



●対象者（次の条件をすべて満たす人）

- 世帯全員が橋本市に住民登録があること
- 小学校を卒業するまでの児童を3人以上養育していること
- 小学校就学前の児童を養育していること

●対象となる事業

- 一時預かり事業（あやの台保育園、三石保育園、山田さつきこども園）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 病後児保育事業（あやの台保育園）

●助成上限額

1世帯あたり1年度につき15,000円

●申し込み・問い合わせ

こども課 ☎33-6102

消防本部直営広告事業にて整備した簡易トイレを緊急消防援助隊活動で活用

【消防本部】

消防本部では、医療機関との協働により「消防本部直営広告看板」を制作し、多くの利用者が集う図書館や、教育文化会館に設置しました。

広告料収入で整備した簡易トイレを、令和6年能登半島地震緊急消防援助隊活動で活用しました。



●問い合わせ

消防本部 総務課 ☎33-3711

狂犬病予防注射を実施します

【生活環境課】

4月に市内31カ所で狂犬病予防集合注射を実施します。集合注射時には犬の健康状態を確認するための問診票を提出していただきます。実施場所などについて、昨年から一部変更がありますので、詳しくは市ホームページ（右下の二次元コード）またはお送りしているハガキをご確認ください。



なお、動物病院でも随時、犬の登録と狂犬病予防注射を受けることができます。

※注射済票・鑑札の交付をもって領収の証明とさせていただきます。

●問い合わせ 生活環境課 ☎33-6100



不動産の相続に備えませんか

【建築住宅課】

空き家、空き地が発生する要因のうち「祖父母の代からの相続を登記していない」や「不動産の所在地などを家族が把握していない」、「将来の管理や処分のことを家族で話し合っていない」などに該当する場合は、所有者や管理者が亡くなった後、放置される可能性があります。



全ての不動産の情報を家族で共有し、処分意向を家族で相談しておくなど、ご自身やご家族が所有または管理する不動産が、将来的に管理不全にならないよう、あらかじめ相続の準備に取り組んでください。

橋本市では、所有する全ての不動産（橋本市内）の台帳や位置図の作成をサポートしています。

●問い合わせ

建築住宅課 ☎33-1115

自衛官募集事務にかかる対象者情報の提供除外申請について

【市民課】

防衛大臣および自衛隊と歌山地方協力本部からの募集対象者情報の提出依頼（自衛隊法施行令第120条による）に基づき、当該年度に18歳になる市民の募集対象者情報（住所・氏名）を提供しています。



この提供を望まない人への配慮として、下記により除外申請を受付します。

●対象 令和6年度に18歳になる住民票が橋本市にある人

●受付期間 4月1日(月)～26日(金)

●提出書類

除外申請書、本人確認書類

※詳しくは市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ

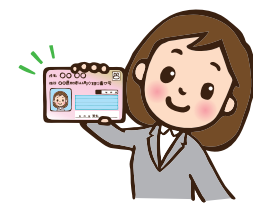
〒648-8585（住所記入不要）

橋本市 総務部 市民課 ☎33-1131

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設しています。



戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。

●日時

- 4月12日(金) 午後5時30分～8時
- 4月28日(日) 午前9時～午後3時

●問い合わせ

市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカードの利活用について

マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票や所得証明書などの取得ができます。また、健康保険証として利用登録すれば、病院や薬局で保険証として利用できます。なお、利用できる施設は市ホームページ（右の二次元コード）から確認できます。マイナポータルへアクセスすることで、それらの登録も可能です。



【政策企画課】

●マイナポータルへのアクセス

アクセスには以下のどちらかの機器が必要です。

- パソコンおよびICカードリーダー
- スマートフォン（利用できない機種があります）

※上記の機器がない人のために、市民課、保険年金課、税務課および、保健福祉センター1階ロビーに閲覧用端末とマニュアルを設置しています。

●問い合わせ

- マイナンバー制度全般に関すること 政策企画課 ☎33-1576

- マイナンバーカードの交付などに関すること 市民課 住民係 ☎33-1131

- マイナンバーカードの保険証利用に関すること 保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

広告